

女性部会だより (For you)



前田 規寿
資産課税部門
統括国税調査官



八木 秀宣
個人課税第1部門
統括国税調査官



松井 保之
署長

1 軽減税率①

消費税の軽減税率が適用されるのは、次の対象品目の譲渡です。

① 飲食物品 飲食物品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除きます。)をいい、一定の要件を満たす一休資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲

食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれません。

② 新聞 軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。



2 軽減税率②

令和元年10月から、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です。(これまでの請求書等の記載事項に加え、傍線部が追加されました。)

① 書類の作成者の氏名又は名称② 課税資産の譲渡等を行った年月日③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産である旨)

の税トーク! 税務研修会

2019年12月9日(月)



る場合には、資産の内容及び軽減対象資産である旨)④ 税率(とに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込金額) ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

3 交際費

交際費等とは、法人がその取引先等に対し、接待、供応、慰安、贈答などのために支出したものをいいます。したがって、支出する費用が交際費等に該当するかどうかは、その支出目的によって判断することになります。

したがって、購入した商品を得意先に対して渡した場合は、交際費等に該当します。また、購入した商品に従業員に対して渡した場合で、実質的に従業員に対して給与を支給したと同様の経済的利益が認められるときは、資産の価額に相当する金額が給与所得として課税される場合があります。



4 資本的支出と修繕費

事務室の蛍光灯すべてを蛍光灯型LEDランプに取り替える場合、一般的に蛍光灯型LEDランプは蛍光